

行政書士ほっかいどう

1999. 5. NO. 232



トリスチヌ修道院・聖ミカエル像(函館)

目 次

業務資料／経営状況分析の見直しについて.....	2	お知らせ●財務諸表(法人)の勘定科目及び	
日和見教授の法律講座⑦(身近な法律相談).....	8	経営状況分析申請書等の改正について.....	17
成年後見制度について.....	13	●補助者届(総務部からのお願い).....	17
相続業務Q & A.....法友会 米田 倶實	14	統一用紙の払いし請求について.....	18
支部長人事のお知らせ.....	15	情報コーナー／松山支庁.....	18
お願い「変更登録申請書」.....	15	本会の主要行事・支部業務研修会開催状況.....	19
投稿 知識を売るということ.....札幌支部 中川 一朗	16	表紙のこぼし・ごせい去・編集後記.....	20



経営状況分析の見直しについて

経営事項審査の審査項目の1つである経営状況分析の見直しが行われ、平成11年7月1日より施行されることになりました。今回の見直しは、昨年2月の中央建設業審議会建議での指摘を踏まえ、建設業者の経営状況を経営事項審査に一層的確に反映させるために行うものであり、これにより建設業の経営健全化が促進されることが期待されます。



1 新たな経営状況分析の指標について

建設業者の経営状況を一層的確に経営状況分析に反映させる観点から、従来の経営状況分析に関する12の指標を次のように見直すことにしました。

経営状況分析の新たな12指標

	記号	経営状況分析の指標	算 出 式	上限値	下限値
収益性	X1	売上高営業利益率	営業利益/売上高×100	7.4	-9.5
	X2	総資本経常利益率	経常利益/総資本(2期平均)×100	15.8	-13.1
	X3	キャッシュ・フロー対売上高比率	(当期利益±法人税等調整額+当期減価償却実施額+引当金増減額-株主配当金-役員賞与金)/売上高×100	6.7	-7.5
流動性	X4	必要運転資金月商倍率	(受取手形+完成工事未収入金+売掛金+未成工事支出金-支払手形-工事未払金-買掛金-未成工事受入金)/(売上高÷12)	-1.6	3.4
	X5	立替工事高比率	(受取手形+完成工事未収入金+売掛金+未成工事支出金-未成工事受入金)/(売上高+未成工事支出金)×100	0.0	37.9
	X6	受取勘定月商倍率	(受取手形+完成工事未収入金+売掛金)/(売上高÷12)	0.0	4.3
安定性	X7	自己資本比率	自己資本/総資本×100	68.4	-23.5
	X8	有利子負債月商倍率	(短期借入金+コマーシャル・ペーパー+長期借入金+社債+転換社債+新株引受権付社債+受取手形割引高)/(売上高÷12)	0.0	10.8
	X9	純支払利息比率	(支払利息-受取利息配当金)/売上高×100	0.0	3.1
健全性	X10	自己資本対固定資産比率	自己資本/固定資産×100	529.3	-76.5
	X11	長期固定適合比率	(自己資本+固定負債)/固定資産×100	754.5	26.9
	X12	付加価値対固定資産比率	(売上高-(材料費+労務費の内訳の労務外注費+外注費))/固定資産(2期平均)×100	1430.6	61.5

(注) ・X4、X5、X6、X8、X9の5指標については、値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標
 ・下線の指標については、従来の経営状況分析において採用されていた指標

(経営状況の評定の算出方法)

収益性の点数=0.10403×X1+0.03219×X2+0.06474×X3-0.52301
 流動性の点数=0.13201×X4+0.06263×X5+0.16302×X6-1.21835
 安定性の点数=0.00969×X7-0.16104×X8-0.36901×X9+0.43437
 健全性の点数=0.00107×X10+0.00229×X11+0.00071×X12-0.94023

A(経営状況点数)=0.708×収益性の点数-0.291×流動性の点数+0.721×安定性の点数+0.419×健全性の点数+0.255

Y(経営状況の評定) (法人) Y=215.3×A+720
 (個人) Y=215.3×A+420

◆新たな経営状況分析の12指標のポイントとしては、以下の点が挙げられます。

- ① 収益性を表す指標については、従来は「経常利益」で統一されていましたが、様々な角度から企業の収益性を分析できるようにするため、新たな経営状況分析においては、「経常利益」以外に「営業利益」及び「キャッシュ・フロー」を導入しました。
- ② 新たに安定性を表す指標として、「自己資本比率」の他に建設業者の抱える有利子負債の状況に着目した、「有利子負債月商倍率」及び「純支払利息比率」を導入しました。
- ③ 生産性を表す従来の3指標については、経営状況の良し悪しを的確に反映していないと考えられるため削除しました。
- (※) 生産性を表す代表的な指標である「付加価値」については、健全性を表す「付加価値対固定資産比率」の指標の中で反映させることにしました。

2 連結決算の経営状況分析への反映について

企業会計が連結決算を重視する方向にあることを受け、証券取引法の規定に基づき連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書をいいます。)の作成が義務づけられている会社(主に上場会社)については、単独決算による経営状況分析の評点に加え、連結決算によるものを付記することにしました。

したがって、これらの会社については、経営状況分析を申請するに当たって、連結財務諸表の写しを提出する必要があります。

(連結決算による評点の付記の方法)

親会社A社、子会社B社の場合

A社・A社単独決算による評点に加え、A社及びB社の連結決算による評点を付記する。

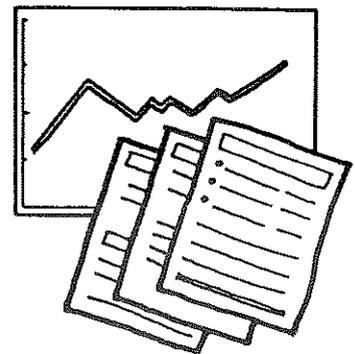
B社・B社単独決算による評点のみを表示し、A社及びB社の連結決算による評点は付記しない。

3 新しい経営状況分析を申請するに当たっての留意点

新しい経営状況分析による経営事項審査については、平成11年7月1日以降に許可行政庁に申請されたもの(建設大臣の許可を受けた建設業者については、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県に申請された日が平成11年7月1日以降であるもの)から適用(※)されます。

(※)例えば6月中旬に指定経営状況分析機関に経営状況分析を申請し、その結果をもって許可行政庁に経営事項審査を申請する場合において、当該申請の日が7月1日以降となる場合でも、新しい経営状況分析が適用されることとなります。

また、新たな経営状況分析においては、指標によって2期平均(当期及び前期の数字の平均値)が導入されますので、基準決算の前期末を審査基準日として経営事項審査を受けていない会社や、初めて経営事項審査を受ける会社については、経営状況分析を申請するに当たって、当期及び前期の2期分の財務諸表を提出する必要があります(連結財務諸表を提出する場合についても同様です。)



4 経営状況分析の見直しに伴う再審査について

今回の経営状況分析の見直しに当たって、改正前の経営状況分析による経営事項審査の結果通知を受けている者は再審査を受けることができます。この再審査は、必ず受けなければならないものではありませんが、公共工

事の各発注者が、競争参加資格の確認等に当たり、新しい経営状況分析による経営事項審査の結果を参考にすることが考えられますので、再審査を受けておくほうが無難です。



(1) 再審査の対象

再審査の対象となる経営事項審査の結果は、再審査の申請をしようとする日の1年7月前の日以降を審査基準日とするものとします。

なお、再審査による手数料は無料です。

(2) 再審査の申立て先

建設大臣の許可を受けた者については、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して建設大臣に、都道府県知事の許可を受けた者については、当該都道府県知事に対して再審査を申し立てることになります。ただし、今回の改正が経営状況分析に係るものであることから、各許可行政庁に再審査を申し立てる前に、指定経営状況分析機関である（財）建設業情報管理センターに対して申し立てることとなります。

再審査の申立期間：平成11年7月1日(木)～平成11年10月28日(木)

5 3級建設業経理事務士の取扱いについて

経営事項審査の審査項目である「建設業経理事務士等の数」については、1級及び2級の建設業経理事務士の有資格者（公認会計士、税理士等を含みます。）が評価対象とされ、さらに平成10年度末までの措置として3級建設業経理事務士の有資格者についても評価対象とされていましたが、建設業経理事務士の一層の普及を促進する観点から、3級建設業経理事務士の評価期間が、さらに5年間(平成15年度末まで)延長されることになりました。

6 貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書の様式の改正について

建設業法施行規則に基づき建設業者が作成する貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書について、以下のような改正が行われました。なお、これらの改正については、個人の建設業者の方は適用されません。

(1) 税効果会計の導入

建設業者が作成する貸借対照表及び損益計算書について、税効果会計（※）を適用することができるようにするため、以下の勘定科目を追加しました。

（※）税効果会計とは、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいいます。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理のことをいいます。

- ◆ 貸借対照表の流動資産の部に、「繰延税金資産」の勘定科目を追加
- ◆ 貸借対照表の投資等の部に、「長期繰延税金資産」の勘定科目を追加
- ◆ 貸借対照表の流動負債の部に、「繰延税金負債」の勘定科目を追加
- ◆ 貸借対照表の固定負債の部に、「長期繰延税金負債」の勘定科目を追加
- ◆ 損益計算書に「法人税等調整額」の勘定科目を追加

この税効果会計については、平成11年4月1日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき貸借対照表及び損益計算書について適用（※）されますが、平成11年1月1日以後に決算期の到来した営業年度に係るものについても適用することができます。

(※) 税効果会計は、証券取引法の適用を受ける上場会社等や会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受ける必要がある会社については、その適用が義務づけられますが、それ以外の会社については、その適用が義務づけられるものではありません（もちろん適用しても差し支えありません）。



(2) 労務外注費の記載

経営状況分析の指標の見直しに伴い、完成工事原価報告書の中の「労務費」に「労務外注費」（工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額をいいます。）を含めて記載する場合は、その額を明らかにするため、完成工事原価報告書の様式の一部を以下のように改正することにしました。

◆ 完成工事原価報告書の中の「労務費」の内訳として、「労務外注費」の勘定科目を追加

この改正については、平成11年4月1日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき完成工事原価報告書について適用されますので、平成11年7月1日から施行される新しい基準による経営状況分析を受けるに当たって、「労務費」の中に「労務外注費」を含めて完成工事原価報告書を作成する場合は、当面の間その額を別途明らかにする必要があります。なお、個人の建設業者の方が、「労務費」の中に「労務外注費」を含めて損益計算書を作成する場合も、その額を別途明らかにする必要があります。

(3) 事業税の記載方法の改正

事業税のうち利益に関連する金額を課税標準として課されるものは、「税引前当期利益」の下に記載することとするため、以下の改正を行いました。

- ◆ 損益計算書の中の「法人税及び住民税」を「法人税、住民税及び事業税」に改正
- ◆ 事業税の未払額については、法人税及び住民税の未払額と同様に「未払法人税等」に含めて記載することとするため、「未払法人税等」の定義を改正

これらの改正については、平成11年3月31日以後に決算期の到来した営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書について適用されることになります。

(4) 損益計算書の注の記載方法の改正

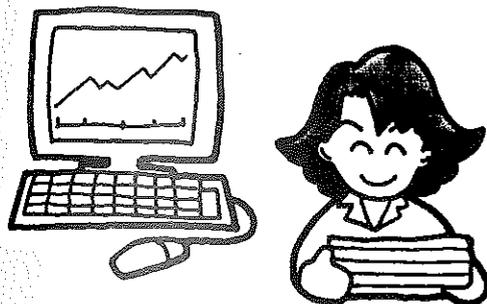
損益計算書の注の記載方法を、貸借対照表の注の記載方法にならって以下のように改正することにしました（なお、貸借対照表の注の記載方法については、既に昨年6月に改正済です。）。

(改正前)

注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、繰り上げて一連番号を付すことができる。

(改正後)

注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。



なお、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第22条第1項に規定する株式会社（※）については、貸借対照表（注12を除きます。）及び損益計算書の注を記載しなくても差し支えありません。

(※) 資本の額（＝資本金）が1億円以下の株式会社（最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上である場合を除く。）

Q1

経営状況分析の見直しについては、なぜ昨年の経営事項審査の改正において措置されなかったのですか。

A1

① 平成10年2月4日の中央建設業審議会建議においては、経営事項審査に係る経営状況分析について

- 新たな経営状況分析の指標について
- 連結決算の経営状況分析への反映について

検討課題とすべきであるとの指摘がなされています。

② 一方で、最近の建設業界を取り巻く経営環境の変化は著しく、建設業者の経営状況が公共工事の発注者のみならず広く国民の注目を集めている状況の中で、建設業者の経営状況が経営状況分析の評点に一層的確に反映されるようにしていく必要があります。

③ このため、昨年に実施された経営事項審査の審査基準の改正に引き続き、その一連の改正として、速やかに経営状況分析の見直しを行ったものです。

的確に



Q2

今回の経営状況分析の見直しは、財務体質が悪化している会社を公共事業から排除することを意図したものなのですか。

A2

今回の経営状況分析の見直しは、

- 現行の12指標が設定された昭和63年当時とは、建設業界を取り巻く環境が大きく異なっていること
- 最近倒産した建設業者について、経営状況分析の評点が平均点の700点を上回る場合があったこと

などから、建設業者の経営状況が経営状況分析の評点に一層的確に反映されるようにしていくために行うものであり、財務体質が悪化している会社を公共事業から排除することを意図したものではありません。

?



Q3

「キャッシュ・フロー」の算定に必要な「当期減価償却実施額」及び「引当金増減額」について、これらの数値の算定方法を教えてください。

A3

① 「当期減価償却実施額」については、基準年度（基準決算に係る営業年度をいいます。）に係る減価償却実施額のことであり、未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費等の合計額のうち基準年度に計上したものをいいます。

② 一方、「引当金増減額」については、基準決算における各種引当金の合計の額と基準決算の前期決算における各種引当金の合計の額の差額のことです。この各種引当金とは、貸倒引当金その他資産の部に属する引当金、修繕引当金その他流動負債の部に属する引当金及び退職給与引当金その他固定負債の部に属する引当金をいいます。

③ なお、経営状況分析申請書の「当期減価償却実施額」の欄には、税務申告を行う際に添付する「定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細表」（別表16（一））及び「定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」（別表16（二））の当期償却額に記載された額を記入するとともに、これらの写しを経営状況分析の申請に当たって添付するようにして下さい。

算定方法



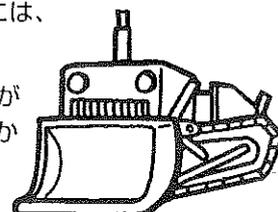
Q4

いわゆるペーパーカンパニーは、建設機械等の固定資産を所有しない場合が多いと考えられますが、そのような建設業者は、健全性を表す指標において有利に評価されることになるのではないのでしょうか。

A4

① 健全性を表す指標はいずれも固定資産を分母としているため、固定資産が少ないと経営状況分析の評点が上がるのではないかと考えられますが、この固定資産には、建設機械等の有形固定資産以外にも、「長期貸付金」や「破産債権、更生債権等」などの投資等を表す勘定科目も含まれており、これらの資産が回収不能となっている(=不良資産化)ことにより固定資産が膨らんでいるような場合には、むしろ経営状況分析においてマイナスの評価をすべきであると考えられます。

② また、建設業者が建設機械等の固定資産を保有する場合には、それに見合う付加価値が産み出されることが期待されており、単に建設機械等の固定資産を保有することは、かえって資金繰りの悪化を招くことにもなりかねないと考えられます。



Q5

新たに健全性を表す指標として追加された「長期固定適合比率」は、経営状況の良し悪しとどのような関係があるのですか。

A5

① 「長期固定適合比率」は、長期的にみた場合の資金繰りの健全性の度合いを表したもので、一般にこの指標の数値が大きいほど資金繰りが安定していると考えられます。

② この指標は、土地、建物等の有形固定資産を含めた固定資産が、原則として1年以内に返済の義務が生じない自己資本及び固定負債により調達されることが望ましいとの観点から、自己資本及び固定負債の合計額と固定資産の額とのバランスをみるものです。したがって、長期借入金等の固定負債を増加させる方が望ましいとの趣旨ではありません。



Q6

とくに大手建設業者については、不良資産の償却等のリストラを推進しているところですが、今回の経営状況分析の指標の見直しは、リストラ推進の妨げになるのではないのでしょうか。

A6

① 例えば、不良資産を償却した場合において当期利益が大きく減少し、「キャッシュ・フロー対売上高比率」が大きくマイナスとなる可能性があります。その一方で、通常取引に基づいて発生した債権などを償却する場合は、営業外費用で処理されることとなりますので、「売上高営業利益率」を導入することにより、不良資産の償却の影響が緩和されることも考えられます。さらに、受取手形、完成工事未収入金、未成工事支出金等の売掛債権が回収不能となっており、これらを償却した場合には、流動性を表す各指標に対してプラスの影響を与えることになると考えられます。



② また、経営状況分析の各指標については、上限値及び下限値を設定しているため、多額の不良資産の償却により経営状況分析の評点が下がったとしても、ある程度限定的になると考えられます。

Q & A ここがポイント／経営事項審査 『経営状況分析の見直し』1997年7月改正

監 修／建設省建設経済局建設業課
発行人／財団法人建設業情報管理センター (より抜粋)

日和見教授の法律講座 第7回 身近な法律相談

序・はじめに

皆様ごきげんよう〜！ しばらく中断していた日和見教授の法律講座を再開します。さて、行政書士は「町の法律家」とよく言われますよね。いつも市民のすぐ近くにおいて、何かトラブルが発生するとすぐに飛んできてあれこれ知恵を貸してくれる（ちなみに笛を三回吹いたら飛んでくるのがマグマ大使です）、何とも頼もしい正義の味方という意味なんでしょう。そこで、先日、某所での研修会で悪質商法に関するお話をしたのですが、このような相談を行政書士の皆様が受けることも多々あるかと思ひ、そのときの講演の内容を加筆して会報に載せてもらうことにしました。編集部の皆様からは日頃矢のような催促を受けていましたが、やっと、そのご期待に応える機会がきたことにほっと一安心している今日この頃です。

1. あなたのサイフは狙われている！

緊急警報発令！ 今、あなたのサイフが狙われています。世の中右も左もオオカミばかり、何を信じて生きてよいやら。さあ〜大変、悪徳商法という名のオオカミがキバを研いで狙っています。どうしましょう。誰か助けてください！ でも、白馬に乗った王子様はなかなかやってきてくれません。こうなったら、世間でもビッグバン、ビッグバンと騒がしいですが、自分の身は自分で守るしかありません。

何とも世知辛い世の中です。皆さまがろうそくの先に灯をともしようにしてやっと貯めたわずかな財産も、オオカミの群にとってははっこうのごちそうなのです。さあ、三匹の子ブタじゃありませんがしっかりと守りを固めましょう。もちろんレンガでしっかりとね。

2. 甘い話は実があるから困る

ところで、悪徳商法といわれるものには様々なものがあります。そして毎日毎日新しい悪徳商法という名のオオカミが生まれているのです。もちろん、自分がオオカミだと言って皆さまに近づくようなトンマな者はいません。覚えていますか、ずう〜と以前の豊田商事事件を。被害者であるお年寄りが、何百万円ものお金をだまし取られているのにも関わらず、それを責める息子に対して、「少なくともお前達より親切だった」と感謝していたですよ。と言う

ことは、どれだけ巧妙に近づいてきたかが分かるでしょう。善人ずらししたオオカミにだまされないためにも、彼らの手口を予め知っておくことが大切です。

では、なぜ人はだまされるのでしょうか。世の中、甘い話はないとよく言いますが、本当はないのなら人は決して甘い話には乗らないでしょう。でも、甘い話はあるのです。だから困るのです。宝くじだって、絶対に当たらないと思ったら誰も買いません。ほとんどの人がはずれますが、でも誰かは当たっているのです。そして、その中に自分も入ると期待して多くの人が損をしているのです。ついこの前のバブルの時、多くの人や企業が土地や株で損をしています。でも、その陰でごく少数ではありますが、儲けた人もいたはずなのです。ただ、残念なことにそれは私たちではないだけです。

そこで、今回のテーマは本物を見分ける目を養うことです。決して、一山当てるための講座ではありません。では、心の目を開いて、偽物にひっかからないよう頑張りましょう。

3. 敵を知り己を知れば百戦危うからず

悪徳商法とは、消費者に言葉巧みに近づいて誘惑し、高額な商品やサービスを売り付ける販売方法を総称して言います。その方法も、チラシ広告やダイレクトメール、電話勧誘や訪問販売、最近ではインターネットを利用したり、手段は本当に多様化しています。

そして、そのターゲットは若者とお年寄りが多いのです。若者は人生経験の無さからくる「甘さ」を狙われ、お年寄りは老後の不安や淋しさからくる心のすき間を狙われるのです。業者は獲物を見つけたら巧みに近寄り、時には甘く、時には優しくあつてこのてを使って皆さまの財産を狙っているのです。「ワシなんか財産がないから安心だわい」と高をくくっていると後で痛い目にあいますよ。

4. 悪魔の手口

(1) マルチ商法

マルチ商法とは、ある商品やサービスの販売組織に加入し、次々に人を勧誘し、いわゆるピラミッド型に会員を増やしながら商品を販売していくシステムを言います。商品には、健康食品、浄水器、医療品、布団など、いろいろなものがあります。そして、会員が商品を購入すると一定の歩合が入り、理屈上は大きな収入が得られるようになっていきます。

しかし、入会するのに多額の入会金を要したり、一定のノルマがありそのために多額の商品を自分が購入する羽目になったり、多くの被害が発生しています。商品自体も、近所のスーパーで買った方が安いもの（粗悪品）が多く、普通の人はビジネスとしては大変難しいものです。

対処法ですが、この手の商売は友人知人を相手にすることが多く、場合によっては友人関係にまでひびが入る危険があります。勧誘の方法は、「説明会」や「イベント」に誘うことが多く、目的ははっきりしない「催し物」には行かないことです。本当に必要なものかどうか、最低限の商品知識を身につけることが必要でしょう。もちろん、義理や人情が絡んでますからなかなか断りにくいでしょうが、はっきりと断るべきです。

契約してしまっても20日間以内であれば「クーリングオフ制度」により解約できます。

(2) ホームパーティ商法

マルチ商法と似ているものに、ホームパーティ商法というものがあります。友人やご近所の家で、料理の講習会があるというので顔を出すと、料理の講習とは名ばかりで、結局のところ、アルミや

ホーロー鍋が健康に悪いことを強調しながら、高価なステンレスの鍋セットや圧力釜などの台所商品、補正下着などを買わされています。最近では消費者の健康指向の高まりと、友人や知人のグループだという安心感とにより、ついつい不要な物を買ってしまうこととなります。額も数十万円になるものが多いようです。

この様な商法に対する対処方法も、基本的にはマルチ商法に対するものと同じです。

(3) 催眠商法(SF商法)

景品の無料頒布会や激安商品の販売をえさにお年寄りなどを会場に集めて、巧みな話術で会場を盛り上げ、冷静な判断力をマヒさせてから高額の商品を売り付ける商法です。ティッシュや玉子などを激安で販売し、高価な羽毛布団や健康器具を売り付けるという、まさにエビでタイを釣るようなものです。被害者がお年寄りが多いことも特徴です。

これに対する対処方法は、とにかく会場にのこの行かないということにつきます。もし行ってしまったら、ただの物以外はびた一文払わないという確固たる決意が必要でしょう。

(4) 点検商法(かたり商法)

電力会社やガス会社、あげくの果てには消防署の職員を装って、無料点検名目で家に上がり、修理が必要の旨を伝え危険な状態にあると不安がらせたい、結局新しい商品を買わせるのです。売り付ける商品は、消火器、ガス警報器、石油タンク、煙突の修理など様々です。

つい「無料」という言葉にだまされて相手の口車に乗せられてしまうわけですから、本当に必要かどうかを落ち着いて考えるべきです。もちろんクーリングオフの適用があります。

(5) 送りつけ商法(ネガティブ・オプション)

注文していない商品を勝手に送りつけて、代金を請求する販売方法です。品物自体はあまり高価なものではないのですが、福祉団体を装ったり災害援助を装ったりして人の善意や自尊心をくすぐる何とも手の込んだ商法で、近時益々手が込んでます。値段も千円台と安いので寄付のつもりでつい

支払ってしまう人も多いようです。

そこで、注文した覚えのない商品は受け取らないことです。福祉団体から送られてきた物は要注意です。まともな福祉団体なら、一方的におくりつけるなどという失礼なことはしないはずですから。消費者センターなどでちゃんとした団体名なのかどうかを調べてみるべきでしょう。最近、代金引換で送られてくることもありますので、宛先に確認してから受け取るなり支払うなりしてください。一度払うと返金はとても難しいですから。

一方的に送られてきた商品に対しては、引き取るように連絡してください。こちらからわざわざ送り返す必要はないです。14日たって何も言っていなければ、自由に処分できます。もちろん自分の物にしてもよいです。但し、この期間中に使用してしまうと、購入したものとみなされますから注意してください。

(6) 通信販売

最近通信販売が非常に発達しています。皆さまも利用したことがあるのではないですか。とは言っても、商品を事前に確かめて買うことができないので、カタログのとは違った商品が届いたというトラブルがあります。

そこで通信販売オタクの私から、通信販売の賢い利用法を伝授しましょう。

- ①まず、信頼のおける業者を選ぶこと。
- ②前払い方式は、特に初めて申し込むときには避ける。
- ③返品可能な商品を選ぶ。
- ④住所が郵便局等の私書箱の場合は避ける。
- ⑤広告やカタログの内容はよく読む。

(7) キャッチセールス・アポイントメント商法

キャッチセールスとは、町中でアンケートに答えるよう話しかけ、言葉巧みに近くの事務所等に連れ込んで、数人で囲み、断りきれない状態に陥れて高額な商品（英会話教材、エステ・スポーツクラブ会員権など）を売り付ける商法をいいます。アポイントメント商法とは、特に若者をターゲットに電話で勧誘する方法です。この場合には、友達の紹介とか学校の関係者の紹介というように相手に安心感を与えて、業者の指定する場所に呼び出して

強引に契約を締結させる商法です。

特徴としては男性には女性が勧誘し、女性に対しては男性が勧誘するというように異性が誘うことが多いです。のこのこついていくと大変なことになってしまいます。特に電話で勧誘するときは、業者はマニュアルに従って一方的にしゃべることが多いようです。その場合には要件をはっきりさせ、きっぱりと断ることが必要です。とにかく相手のペースに乗せられないことが肝心です。

(8) その他

- ①資格商法
- ②靈感商法
- ③見本工事商法
- ④商品先物取引 など

5. オオカミ退治の方法

悪質業者は「だまし」のプロなのです。そして私たちは「だまされる」プロなんです。では、どのようにして身を守ったらいいのでしょうか。首からニンクをぶらさげるのも一つの方法ですが、そんなことをしたら逆に近所から退治されてしまいますよね。そこでいくつかのポイントを伝授します。

① 家の中に入れない。

悪徳業者の手口は、皆さまを何とか巧みにだまそうとしているわけですから、皆さまとじっくり話す機会を狙っているのです。ですから、何やら理由を付けて皆さまの家に入り込もうとします。基本的にはセールスマンを家の中に入れないことです。一旦入れてしまうと、なかなか「帰れ！」とは言いにくくなりますから。

② 要件を確認する

悪徳業者は、最初は本当の目的をなかなか話しません。趣味の話や老後の話など相手の信用を得るためにいろいろと話した後、徐々に商品の話になっていきます。ですから、まず何の要件で来たのか、どこの会社の人間なのかをはっきり確認すべきです。少しでも不審に思ったら、話はそれで打ち切るべきです。

③ 甘い話に乗らない

甘い話はそうそうあるものではありません。確かに世の中には甘い話もあります。例えば以前有

名だったNTTの株も、確かに儲けた人もいますが、それはほんの一部でほとんどの人は損をしているのです。自分がその一部の人たちの仲間入りをしたいと思ってもよほどの運がないと難しいです。金融のプロですら大損をしているのをみれば分かるでしょう。

④財産の内容は他人に話さない

壁に耳あり障子に目あり。悪徳業者は特別の触覚を持って皆さまの財産を探しているのです。つい友達に夫の退職金が入ったことをしゃべったことがいつの間にか悪徳業者の耳に入っていることがあります。要注意です。

⑤断るときははっきりと断る

あいまいな態度をとっていると、どんどん付け入られます。断る場合も「結構です」とか「よろしいです」などと言うようなあいまいな返事は絶対にすべきではありません。はっきり「やなこったい」ときっぱり誤解のない言葉で断るべきでしょう。

⑥変だなと思ったら専門家に相談する

悪徳業者の殺し文句の一つに「こんなうまい話は、契約が済むまで他人に話さない方がいいですよ。世の中には必ず足を引っ張る人がいますから。特に家族なんかは要注意です。儲かってから話した方がいいですよ。」と言うのがあります。本人は催眠術にかかっていますから、冷静な判断ができないかもしれませんが、第三者は以外と冷静に聞いてくれるものです。場合によっては弁護士や消費者センターと連絡を密にする必要があるでしょう。

⑦契約書は隅から隅までよく読む

セールスマンの口から出任せの言葉だけを鵜呑みにしないで、契約書の内容をしっかりと確認すべきです。言っていることと書いてあることが違っていることことも多いですから。そして、十分納得した上で契約書にサインしましょう。できれば代金は後払いにした方がいいでしょう。先に払ってしまうと後から解約しても代金が返金されないというトラブルが多いです。

⑧しっかりと事前の勉強が必要です

ビッグバンを迎え、まず自分の身は自分で守る必要があります。そのためにはだましのテクニックのうち勝つだけの勉強をしましょう。え？ だか

ら今しているって？ これは失礼。

6. クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、訪問販売等で指定商品やサービスの契約をしてしまった場合に、無条件で契約の解除をすることができる制度をいいます。ポイントは以下の点です。

①解除通知書は契約のための書面を受け取ってから8日以内に発信。

マルチ商法の場合には20日以内に発信。

②キャッチセールスやアポイントメントセールスにも適用あり。

③無条件で契約解除できる。

業者から違約金や解約手数料を請求されても払う必要なし。

商品引き取りに要する費用も業者が負担する。

しかし、クーリング・オフが適用にならない場合がありますので注意してください。

①総額が3,000円未満で、代金をすべて支払ってしまった場合。

しかし、現金取引であるかのように代金の一部を業者が立て替え払いをしたような場合には、適用されません。

②消耗品を使用してしまった場合。

消耗品とは、洗剤、化粧品、生理用品、石鹸などです。ただ、これは消費者が自分の意思で開封し消費したような場合をいいます。勧誘の時にセールスマンが自分で開封して消費者に「ちょっと使ってみてください」(ニコッ) といって使用させた場合は含まれません。それから、セット品の場合には、セットを開封しても単品でバラ売りできるものについてはクーリング・オフが適用になります。

③自動車の購入の場合。

〈クーリング・オフの仕方〉

基本的には、契約を解除する旨の書面を業者に郵送すれば足ります。はがきでも手紙でもよいですが、後日のことを考えて内容証明郵便するのがベストでしょう。

7. みんなで作ろう内容証明郵便

内容証明郵便とは、誰がいつどのような内容の手紙を出したかということ、第三者である郵便局に証明してもらって郵便のことをいい、一般には略して単に「内容証明」と呼んでいるものです。内容証明郵便自体には法的には何ら強制力はありませんが、受け取った相手方にとっては相当な精神的プレッシャーをかけることになり、書面内容と、出した日付、さらに書留にして「配達証明」をもらうことにより相手方に着いた日付についても、証拠づけることができるのです。

〈内容証明郵便の書き方〉

①用紙

基本的には何でもよいですが、できればB4判程度の大きさの白いコピー用紙などがよいでしょう。文具店に行けば内容証明郵便の用紙が市販されています。これは原稿用紙のようになっているのでとても便利です。あまり高い物ではないので、これを利用するとよいでしょう。用紙が2枚にわたる場合には、差出人の氏名の下に押す印鑑と同じ印鑑で用紙と用紙の間に割印を押します。

②字数は1行20字、1枚26行という規定があります。

③複写で3通作成（コピー可）

カーボン紙で複写するか、ワープロで作成してコピーをとればよいでしょう。もちろん手書きで十分です、自信があれば。

④印鑑は認印でかまいません。

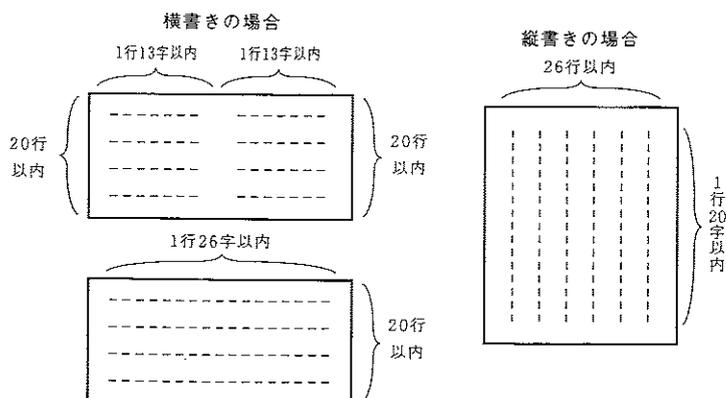
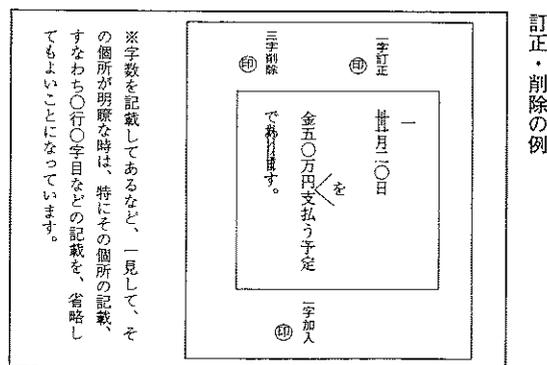
⑤3通の書面と、宛名と差出人を明記した封筒を集配業務を行っている郵便局の窓口へ提出します。書面の1通の末尾余白に、証明料相当額の郵便切手を貼ります。封筒にはもちろん配達料金に相当する切手を貼っておきます。

※内容証明料金…謄本1枚420円、一枚増すごとに250円増。

⑥局員が各書面に証明印を押し、1通を差出人の控えとして渡し、1通を郵便局が保管し、もう1通を局員立会のもとに差出人が封筒に入れ局員に渡す。

⑦このとき、ニコリと微笑みながら「配達証明付にしてください」と言うのを忘れずに。

さあ、これで悪徳業者とはきっぱりと手を切れるはず。悪徳商法にひっかかってから泣くのではなく、ひっかからないように勉強するのが大切です。皆さまも、今日からピカピカの賢い消費者一年生です。



成年後見制度について

1. 第二の人生

人には必ず老いが訪れます。いくら若い若いと思っていても確実に体力は弱まり、判断力も衰えてきます。その上、わが国では急速に高齢化が進んでいます。2025年には65歳以上の高齢人口が全体の27%となり、少子化がさらに進む現状では、子供達に面倒をみてもらうことは期待できません。反面、高齢者の意識にも変化の兆しが見られ、平均寿命が延びるなか、充実した「老後」を送りたい、残された能力を活用して、できるだけ自立した人生を送りたいと考えているお年寄りも多いのです。そのようなお年寄りの手助けとなる制度として、成年後見制度と西暦2000年4月から導入される公的介護保険制度があります。

2. 神の見えざる手

現在でも、痴呆が始まり判断能力が十分でない成人を取引社会から保護する制度としては禁治産者及び準禁治産者の制度があります。しかし、両制度とも家庭裁判所により宣告され、戸籍に記載されます。特に禁治産宣告を受けると、世間の偏見にさらされたり、また、契約等の法律行為をする能力を完全に失うので、普段の買い物をすることもできなくなり、選挙権や公的資格を取得する権利も失ってしまいます。さらに、相続や財産争いの手段として利用されたり介護する職員や家族による虐待等の人権侵害の例も多発しているのです。

そこで、このような弊害を改善する制度として2000年4月導入を目指して検討されているのが成年後見制度です。判断能力の低下あるいは喪失した人を支援するために、「成年後見人」を付し、財産管理や日常生活の援助を行わせようとするものです。

また、上記の介護保険制度は、原則65歳以上の人が必要介護状態になったときに、複数のサービスのなかから自分にあったものを選択して受ける制度である。しかし、これは「契約」であり、判断能力の衰えた老人に代わってその申請・契約をしたり、判断の手助けをする補助者が必要になります。そのためにも、成年後見制度に対する期待が大きいのです。

3. 成年後見制度の概要

成年後見制度の基本理念は、本人の自己決定権を尊重し、残された能力を活用し足りないところだけを補い、できるだけ普通の生活が送れるようにするというところにあります。

- ①判断能力のあるときに任意後見人を選任して自分の希望を表明しておき、能力がなくなった後に本人の意向を尊重して支援にあたる「任意後見制度」の導入。
- ②法定後見について、現行の禁治産・準禁治産制度における後見と保佐の2類型に加えて軽度の痴呆・知的障害・精神障害の状態にある人を対象に「補助」の類型を設け、保護の内容と対象行為の範囲の選択を当事者の申立に委ねる。
- ③任意後見、法定後見ともに財産管理のみならず身上監護「医療、住居の確保、施設の入退所、介護・生活維持、教育、リハビリ等」も含める。
- ④戸籍への記載を廃止し、新たな登録制度の導入。
- ⑤選挙権の剥奪等の欠格事由の範囲の縮減。
- ⑥成年後見人等に対する監督として、後見監督人に加えて、保佐監督人及び補助監督人の新設。
- ⑦福祉事業を行う法人も後見人に選任できる。

4. 課題

成年後見制度は、単なる財産管理人を養成する制度ではありません。公的介護制度をはじめとする福祉制度の根幹・土台となる制度です。そして、成年後見人には単に介護等の身の回りの世話をするだけでなく、財産の管理ひいては人生のトータルアドバイザーという重要な役割があるのです。このような期待に応えるのはまさに行政書士が適任といえるとともに、有望な職域であると考えられます。行政書士各位のさらなる研鑽と会としての真剣な取り組みが必要ではないでしょうか。

相続業務 Q & A

法友会 米田 倶 實

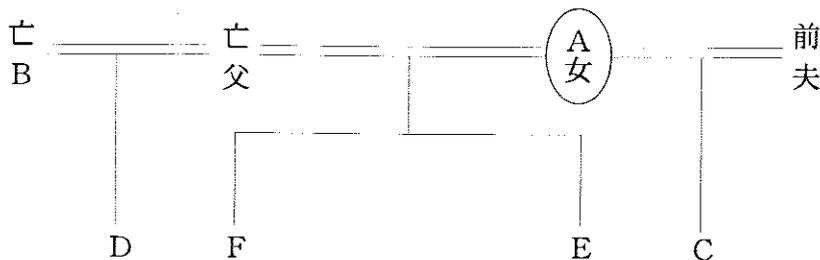
相続 Q & A その3

Q

A女は、高齢のため自己財産の相続について心配している。

A女は、亡夫と結婚したとき、前夫との子Cを連れていた。また亡夫には、その亡妻Bとの間の子Dが居た。

しかるのちAと亡夫との間に子E、Fができた。
(図示すれば次の如くである)



Aの財産は、亡夫とともに築いたものであるので相続権のないDにも分けてやりたい。現在病床にあって子たちが、かわるがわる来てそばにいたので遺言が極めて書きにくい状態にある。何かいい方法がないでしょうか。

A

遺言とか生前贈与とかを考えずにDと養子縁組をすれば良いと思います。これによってDも他の3人と同等の相続権が得られます。本来ならば結婚したときDはあなたと、Cは亡夫と、それぞれ養子縁組しておくべきだったでしょう。今般の養子縁組にはC、E、Fの承諾は一切いりません。Dに配偶者がいるときは、その同意が要るのみです。

相続 Q & A その4

Q (実例) 不在者の財産管理人に就職して

被相続人Aが急死した。Aには妻Bがあるが子はいない。父母、祖父母も全員死亡している。Aは13人兄弟の末っ子であり、上の兄弟12人もすべて死亡している。兄弟の子から(Aからみれば甥姪)は全部で36人いるが遺言はないという実例で、筆者はBから相続の依頼を受けた。

A

戸籍を集めること全国から40数通、所在不明者の戸籍付票が12通。36名の相続人に事情説明し遺産分割協議書の調印をもとめるが思うように進まない。やっとのことで収集の目処がついたとき、とんでもない事を発見、Aの母はAの父と結婚する前、非嫡出の子Cを生んでいたことが

戸籍に載っていた。

Cは明治28年生まれで戸籍付票も住民票も存在しない。戸籍に死亡した記載がない。筆者はこのとき業務を始めたばかりでこんな複雑な事件をこなせようはずがない。依頼人Bに話して、ある弁護士を訪ねたが体よく断られる。次の弁護士も掛け合ってくれない。どだい相続財産の額が小さくて弁護士の事件とならないらしい。

次の頼みは司法書士だが数人が業務多忙を理由に受けてもらえない。Bにもあせりが出てきた。B自身も高齢でこの遺産たる土地家屋を売って、その金をもって老人ホームに入りたいとのことであった。

遺言がないか。仏壇、神棚、金庫を探させたが空しい願いだっただ。

筆者は自らが不在者Cの財産管理人となることで

Bを助けようと思い家庭裁判所に審判を申し立てた。係官に事情を説明したところ割合簡単に審判がおりた。あとは36人の相続人の協力を得て土地家屋を売ればよい。そして売れた金から不在者Cの持ち分(取得分)を財産管理人たる筆者が保管しておくことでBが心配していた老人ホーム行きが実現した。

やれやれと思ったのもつかの間、1年程したある日、家庭裁判所から不在者の財産管理状況報告せよと求めて来た。さいわい、この金は郵便定額貯金としてあったので報告に面倒はなかったが、今後も年1度の報告をせよとのこととなった。

数回の報告を繰り返してみても、不在者が生存していて、この金を渡せる可能性が少ないことを家庭裁判所に申し出てみたところ、一部は財産管理人の報酬も考えられるので、その旨の審判を申し立てなさい、との指導。早速そのとおりの審判を申し立てたところ、2、3日して審判がおりた。

申立人からの報酬付与申し立て事件について、当裁判所はその申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

申立人に対し、不在者Cの財産の中から金☆☆☆円(保管している全額)の報酬を付与する。

平成 年 月 日

札幌家庭裁判所 家事審判官 ㊦

こんなこともあるのだ、だから相続はやめられない。

支部長人事のお知らせ

- ◎平成11年5月8日に開催された札幌支部総会において役員改選が行われ、新支部長に板垣俊夫氏が選出されました。
- ◎平成11年5月21日に開催された日高支部総会において役員改選が行われ、新支部長に菊地淳史氏が選出されました。

日高支部の事務所が移転しました。

◎新事務所

場 所 〒056-0025

静内郡静内町木場町2丁目31番地

菊地正美社労士事務所

電 話 01464-2-3806

F A X 01464-2-3226

お 願 い

住所・事務所が変わったとき 必ず「変更登録申請書」を

住所・事務所・氏名等登録されている事項に変更があったとき、必ず行政書士変更登録申請書を必要とする書類とあわせて提出ください。提出されない場合、日行連発行の日本行政はお手元にとどかなくなります。また本会としましても、所在を確めるのに手数料がかかるだけでなく、会員名簿の発行時の訂正も出来ません。時間が経過すれば、あなたの籍が空に浮く結果ともなりかねませんので、特に注意をお願いします。



投稿

知識を売るということ

札幌支部 中川 一 朗

近年、我々行政書士の世界においても、単なる許認可手続きの代行業務だけではなく相談業務といった知識・情報を提供する分野の重要性が指摘されております。インターネットの急速な普及などを受けて、ますます情報が氾濫し、そのなかから有効なもの、正しいものはどれなのか知らせてくれる専門家を、企業も個人も切実に必要とする時代が到来しているからなのかもしれません。

数年前、“電子立国日本”という番組の最初のシリーズがNHKで放映されたとき、マイクロソフトの総帥ビル・ゲイツの成功の軌跡をたどった回がありました。

番組では、彼が多数あった同業他社と当初から大きく異なっていた点は、知的所有権の重要性を認識し、それをあらゆる契約に反映していたことをあげています。彼の父が、弁護士であったこともその要因であったと番組はいっています。しかし、当時マイクロソフトはまだ多数あるベンチャーのひとつにすぎなかったのです。

そんなマイクロソフトが今のかたちになるきっかけとなったエピソードがとても興味深いのです。

当時、まだまだ小さかったマイクロソフトにIBMが次期主力商品のOS（オーエス：今のウィンドウズなどの総称）の作成依頼が来たときのこと、紆余曲折はあったものの、結局、ある同業他社の持っているDOS（ドス）というシステムを安く買い取り、それにMS-DOS（マイクロソフトドス）と名前をつけてIBMに納品、これで一気に現在のマイクロソフト社の基盤をつくるまでになった、というのです。

タダ同然で仕入れたものを高い価格で売りつける。なんてひどい商売だろう。こうした考え方も成り立つところですが、しかし、NHKの視点は違いました。

価値のある情報・財産をそう思わないひとの手から価値あると思う人のところへ届けること、こうした価値を見抜く目を持っていたこと、これがビル・ゲイツの偉大なところだ、と言うのです。

情報の価値を見極める目と経験からくる見極める直感、こんな能力が必要とされる時代が私たち行政書士にも本当の意味で訪れているのだとしたら、このエピソードは、とても多くのことを教えてくれているはずです。

最近、〇〇鑑定団という番組がうけているのだそうです。価値のわからない骨董品を、専門家に鑑定してもらう番組です。もし我々が企業を取り巻く多くの情報を、正しく見極められる鑑定士となり、多岐にわたる行政書士業務の各々の分野で、顧客先の頼れる目や耳になることができたならば、我々行政書士も、きっと次の時代をリードしていける重要な存在となり得るとわたしは考えています。

お知らせ

財務諸表(法人)の勘定科目及び経営状況分析申請書等の 改正について

社団法人 北海道土木協会
事務局長 伊藤 鐵 男

この度財務諸表(様式第15号、様式第16号)及び経営状況分析申請書(様式第25号の8)は官報で告示され(平成11年3月30日、31日)改定されることになりました。

つきましては、その取扱を次のようにお願い致します。

1. 財務諸表について

平成11年3月31日以後に決算期が到来するものから適用になりますので、決算期を確認して販売して下さい。

それ以前に決算期が到来したものは、従来の様式で報告するようにして下さい。

ただし、平成11年1月1日以後に決算期が到来したものは、改正された様式で報告してもよいことになっております。

2. 経営状況分析申請書について

平成11年7月1日以降に経営事項審査を申請するものから適用されることになりました。

それ以前に申請されるものは、従来の様式で申請するようにして下さい。

3. 改正された様式の準備

- | | |
|--------------|-----------|
| (1)財務諸表(法人) | 平成11年5月上旬 |
| (2)経営状況分析申請書 | 平成11年6月上旬 |

補助者届

—— 総務部からのお願い ——

- 行政書士法施行規則第5条の規定により、補助者を置いたとき、補助者を置かなくなったときなどには、届け出なければなりません。
 - 平成6年10月26日現在、既に届け出をしていた補助者については、平成9年10月25日をもって効力がなくなっています。
 - 前期事項を確認し、必要な場合には、所要の届け出をして下さい。
- なお、詳しくは本会会報、平成9年7月号(17頁)及び9月号(17頁)を参照して下さい。

適正に使用していますね

〈総務部〉

統一用紙の払いだし請求について

行政書士業務の重要性と公共性を十分自覚し、次のことに留意し厳格に取扱ってください。

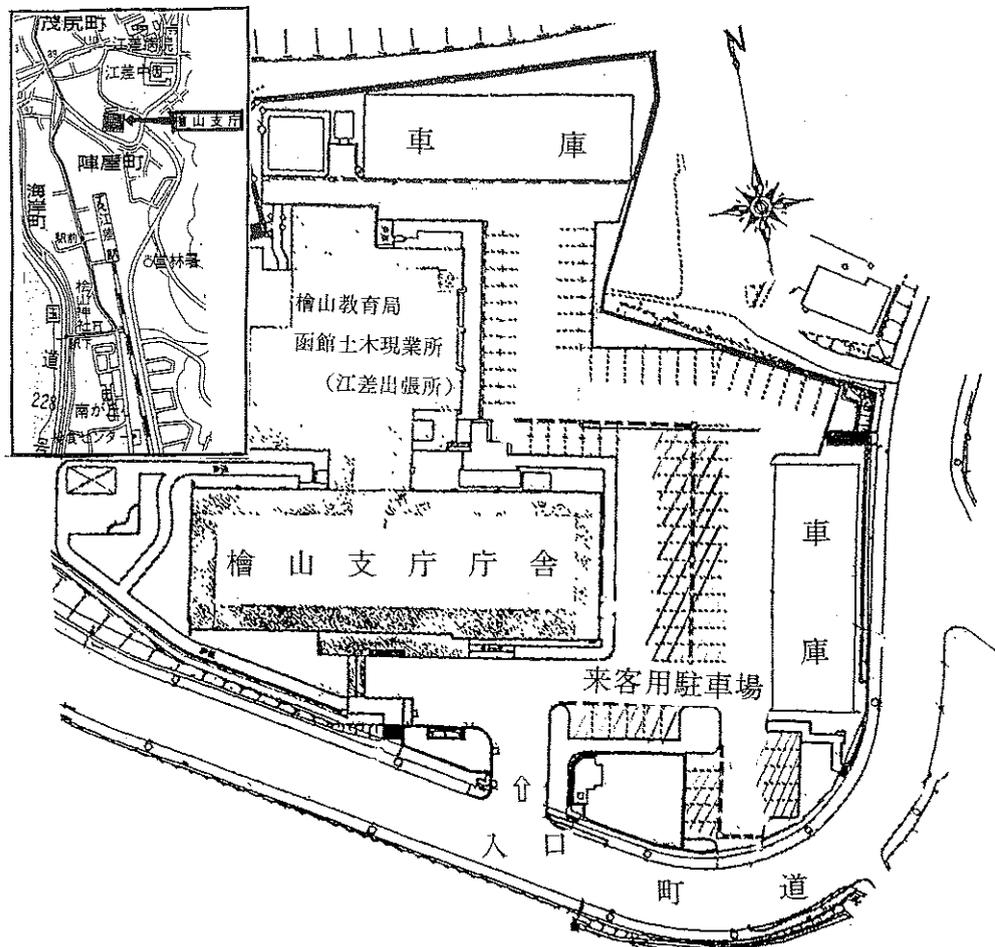
- ◎ 「統一用紙」の使用が出来るのは、行政書士がその職務上必要な場合に限り認められているものです。
- ◎ クレジット会社や調査会社などからの依頼による単なる戸籍謄本や住民票の写しの請求は、職務上必要な場合とは認められませんので、「統一用紙」を使用出来ません。
- ◎ 請求にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の精神を尊重し、その取り扱いに慎重を期してください。
- ◎ 使用目的、提出先の記載に誤りがないよう確認して請求するとともに、交付を受けた「戸籍謄本及び住民票の写し」についても、守秘義務に反することのないよう注意してください。

情報コーナー

檜山支庁

〒043-8588 檜山郡江差町字陣屋町336-3
☎(01395)2-1010

- ◎来客用駐車場は、45台駐車可。
- ◎閉庁日は、利用できません。
- ◎利用時間は、午前9時から午後5時30分までです。



本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
11. 3. 19	企画部会	14:00~18:00	本会役員室
11. 3. 20	業務研修部会	10:00~16:00	同上
11. 3. 20	行政書士制度説明会	13:00~15:00	北農健保会館
11. 3. 25 26	決算予備監査(講評)	9:00~17:00 9:00~17:30	本会役員室
11. 4. 8	正副会長会	13:00~16:00	同上
11. 4. 13	行政書士登録調査委員会	13:30~16:00	同上
11. 4. 26	第1回理事会・支部長会合同会議	10:00~18:35	北農健保会館
11. 4. 27	第1回理事会	10:00~14:50	同上
11. 4. 27	決算監査	9:00~17:00	本会役員室
11. 4. 27	企画部・業務研修部合同会議	15:00~16:20	北農健保会館
11. 5. 18	行政書士登録調査委員会	13:30~16:00	本会役員室
11. 5. 18	会報編集委員会	14:30~17:00	本会会議室
11. 5. 25	会報編集委員会	14:30~16:30	本会役員室

支部業務研修会開催状況

支部	開催年月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
旭川	10. 8. 28	旭川労働者福祉センター(サン・アザレア)	●産業廃棄物収集運搬の実務について	上川支庁地域政策部 川 嶋 幸 治	18	一般
	10. 9. 19	(旭川市) ポリテクセンター	●コリンズの概要と操作について	本会 副会長 佐 藤 隆 一	4	一般
	10.10.30	(旭川市) 上川教育研修センター	●民法「時効」について	弁 護 士 岡 部 信 之	19	一般
	10.11.27	旭川市勤労福祉センター	●経営事項審査申請実務について	上川支庁建設指導課 主 事 千 場 里 子 他1名	26	一般
	11. 2. 5 ~6	湯元白金温泉ホテル	●年金の実務について	本会 会 員 千 葉 栄 太 郎	12	一般
網走	10. 7. 24	(北見市) ロイヤルホテル	●改正経営事項審査申請研修について	本会 会 員 横 内 寿 治	21	一般
	10.10.16	(網走市) 網走婦人会館	●改正経営事項審査と建設業許可について	網走支庁建設指導課 辻 真由美	21	一般
	11. 3. 9	(網走市) 網走婦人会館	●改正経営事項審査について	情報管理センター北海道支部 調査役 阿 部 洋 一	14	一般
苫小牧	11. 3. 10	苫小牧市民会館	●相続関係手続について	本会 総務部長 板 垣 俊 夫	17	一般
十勝	11. 2. 26	帯広百年記念会館	●建設業法に基づく経営事項審査の評定計算について	十勝支部 会 員 米 倉 博	16	一般
根室	10. 7. 10	根室商工会館	●開発行為の許可申請について	本会 副会長 佐々木 英 壽	7	一般
	10.11.28	(標津町) ホテル川畑	●贈与税の研究について	根室支部 監 事 田 中 誓 雄	7	一般
	11. 2. 6	(中標津町) マルエー温泉旅館	●戸除籍の研究について	根室支部 副支部長 木 嶋 正 毅	6	一般

表紙の ことば

トラピスチヌ修道院・聖ミカエル像(函館)



赤レンガにグリーンの屋根が印象的なトラピスチヌ修道院は、函館空港からほど近い高台にあります。

明治31年、8人のフランス修道女によって創られた我が国最初的女子修道院です。

園内には、テレジア、ジャンヌ・ダルク、ミカエルなどの聖像があり、優しさと慈愛に満ちた表情で訪れる人を迎えてくれます。

この「聖ミカエル像」には次のような説明が刻まれています。

「ミカエルとは、ヘブライ語で(神のように振舞う者)という意味の大天使です。聖ミカエルは神に反逆した悪天使と闘ってこれを破り、神に忠誠を誓いました。わたくしたちも悪魔の誘いに負けることなく、常に神の教えに従って正しく生きるよう聖ミカエルの保護を祈りましょう。

なお、聖ミカエルは1549年日本に初めてキリスト教を伝えた聖フランシスコ・ザベリオによって日本の保護者と定められました。」

(写真・編集委員 佐々木ひとみ)

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
札幌(他)	1771	能勢壽雄	11.3.17
小樽	1722	北川清	11.5.8
小樽	367	成田襲次郎	11.5.12



編集後記

個人的になりますが、本号をもちまして編集委員の任期を満了致すこととなりました。拙い編集人で、会員の皆様のおしかりを受けた事も多々ございますが、私たちにとっては貴重な経験でもあり随分と勉強させて頂く事ばかりでした。

本会事務局の皆様のサポート、他の編集委員の素晴らしい発想力、なにより、投稿いただきました会員の皆様に、心より御礼を申し上げます。これからも会報は会員と本会をむすぶ情報ネットワークの中心として、皆様のお役に立てるものと確信しております。

ところで、講談社発行の週刊マンガ雑誌「モーニング」誌上に広島県行政書士会 田島 隆会員原作の「カバチタレ！」と題する漫画が連載中です。行政書士を主人公として、様々な市民の問題を解決していくものです。皆様ご覧になりましたか。

(編集人 河上 隆)

'99. 5. 第232号

平成11年5月25日発行

発行人 佐藤良雄
 編集人 河上隆
 編集委員 芳賀啓寿
 編集委員 佐々木ひとみ
 編集委員 水野佳朋
 発行所 北海道行政書士会
 印刷所 (有)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階
 TEL 代表 (011)221-1221・FAX (011)281-4138
 郵便番号060-0001

取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
 北洋銀行本店(普0742651)
 北洋銀行札幌南支店(普0570344)
 札幌銀行本店(普 389444)
 振替口座 02730-0-8224番